

なること本篇註〔一四四〕に述べたるが如し。

XVII 4—14 「百姓與狂寇合従有虧職貢」を Schlegel 氏は百姓狂寇と合し、従て職貢を虧く有り (Das Volk machte gemeine Sache mit den Räubern, und versäumte demzufolge den Tribut zu bringen) と讀みたれど、實は百姓狂寇と合従し職貢を虧く有りと讀むべきなり。

XVII 31—33 眞珠河に就きての氏の誤解は本篇註〔一四五〕に説けるが如し。

以上の外 Schlegel 氏が碑文の文字を讀誤りたるが爲に譯解を誤るに至りたるもの^{〔三〕}に就きては今一々茲に之を擧げず、要するに氏の解釋には尙多くの訂正を加ふべき餘地あるものなるを知らざる可らず。

第二章 碑文の行數と字數

漢文を記せる殘碑は前述の如く今現場に存せる四片と露西亞に保存せらるゝ二片との外は散逸して存せず、而して前駐露支那公使 Shu-King-cheng 氏は初めて此等の斷片を連接せしめ七十一字を以て碑文の全長なりと認め、Radloff 氏も之に賛し^{〔三〕}、斯く見れば堅横の比例は 1,9:1 にして、闕特勤の碑とも一致すと説けり、Schlegel 氏は文義の續き方と對句の上よりして、更に此の上に 46—49 の四字が存したりしものと考へ、一行七十五字を以て元形にして文理相屬するものと考へたり、然れども余輩は此の點に就きて大に疑を有するものなり、何となれば (第 1) Schlegel 氏は第 X 行に於て缺落せる最下の二字と、XI 行の初めの一字との三字を連續せるものとして、此の間に「頓莫賀」の三字を補ひ、「……往來教化、頓莫賀可汗襲位」と讀めり、XI 行の 2—5 に可汗襲位とあるよりす